

別表第4

検査項目	包装形態	ロットの大きさ (N)	検体採取のための開梱数 (n)	検体採取量 (kg)	検体数	
微生物	特定せず	≦ 150	3	0.3	1	
		151 ~ 1,200	5	0.3	1	
		≧ 1,201	8	0.3	1	
放射線照射	特定せず	≦ 50	2	0.5 <sup>**1</sup>	1	
		51 ~ 500	3	0.5 <sup>**1</sup>	1	
		501 ~ 3,200	5	0.5 <sup>**1</sup>	1	
		≧ 3,201	8	0.5 <sup>**1</sup>	1	
放射性物質	特定せず	≦ 50	3	1	1	
		51 ~ 150	5	1	1	
		151 ~ 500	8	1	1	
		501 ~ 3,200	13	1	1	
		3,201 ~ 35,000	20	1	1	
酸価、過酸化価	特定せず	≦ 50	2	1.5	1	
		51 ~ 500	3	1.5	1	
		501 ~ 3,200	5	1.5	1	
		≧ 3,201	8	1.5	1	
添加物	① 均一に分布するもの	特定せず	≧ 1	1	0.3	1
	② 不均一に分布するもの	特定せず	≦ 50 51 ~ 500 501 ~ 3,200 ≧ 3,201	2 3 5 8	0.3 0.3 0.3 0.3	1 1 1 1
農 薬	① 乾燥野菜、乾燥果実、茶 (抹茶を除く)	特定せず	≦ 50	3	0.3	1
			51 ~ 150	5	0.3	1
			151 ~ 500	8	0.3	1
			501 ~ 3,200	13	0.3	1
			3,201 ~ 35,000	20	0.3	1
≧ 35,001	32	0.3	1			
② キャベツ (芽キャベツを除く) 及びハクサイ <sup>**2</sup>	特定せず	特定せず	4	4個をそれぞれ4等分し、各々から1等分を集めたもの	1	
③ 加工食品 (簡易な加工を除く)	特定せず	≦ 150 151 ~ 1,200 ≧ 1,201	3 5 8	1 1 1	1 1 1	
④ ①、②及び③を除く	特定せず	≦ 50	3	1	1	
		51 ~ 150	5	1	1	
		151 ~ 500	8	1	1	
		501 ~ 3,200	13	1	1	
3,201 ~ 35,000	20	1	1			
≧ 35,001	32	1	1			
畜水産食品の残留有害物質等	① 麻痺性貝毒	特定せず	≦ 150	3	0.5	1
			151 ~ 1,200	5	0.5	1
			≧ 1,201	8	0.5	1
	② 下痢性貝毒	特定せず	≦ 150	3	0.5 <sup>**3</sup>	1
			151 ~ 1,200	5	0.5 <sup>**3</sup>	1
≧ 1,201	8	0.5 <sup>**3</sup>	1			
③ フグ混入	特定せず	≦ 150 151 ~ 1,200 ≧ 1,201	3 5 8	1尾 (ピース) を1検体として、各カートンより2尾を採取する	6 10 16	
④ 乾燥海藻類	特定せず	≦ 150 151 ~ 1,200 ≧ 1,201	3 5 8	0.3 0.3 0.3	1 1 1	
⑤ ①、②、③及び④を除く	特定せず	≦ 150 151 ~ 1,200 ≧ 1,201	3 5 8	0.5 0.5 0.5	1 1 1	
パツリン <sup>**4</sup> 及びDON	① 袋詰めで内容量がおおむね20kg以上のもの	袋	≦ 280	32	1	1
			281 ~ 500	50	1	1
			501 ~ 1,200	80	1	1
			1,201 ~ 3,200	130 (65×2)	2 (1×2)	2
	≧ 3,201	210 (70×3)	3 (1×3)	3		
	② 缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	缶又はカートン	≦ 50	2	0.5	1
			51 ~ 500	4 (2×2)	1 (0.25×2)×2	2
≧ 501			6 (2×3)	1.5 (0.25×2)×3	3	
③ ①及び②以外のもの	小型容器包装	≦ 50	2 (2×1)	1 サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあっては必要量を集めてこれを1サンプルとする	1	
		51 ~ 500	3 (3×1)		1	
501 ~ 3,200	6 (3×2)		2			
≧ 3,201	9 (3×3)		3			

※1: 水産物 (しゃこ) にあつては 1 とする。 ※2: 千切り、乱切り等、細切したものを除く。 ※3: しじみ等のむき身1個あたりの重量が10g未満の二枚貝にあつては 0.25 とする。 ※4: パツリンは、②又は③の方法による。

※穀類、豆類等のばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。

ア. サイロ又ははしけ (以下「サイロ等」という。) 搬入時の検体採取  
サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体 (1kg以上) とする。

イ. はしけにおける検体採取

任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体 (1kg以上) とする。

ウ. コンテナにおける検体採取

任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体 (1kg以上) とする。